

## 岩倉市普通財産（土地）の売払いに関する要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、市が所有する普通財産である土地（岩倉市開発行為に伴う土地の売払いに関する要綱（平成30年4月1日施行）第1条に規定する土地であって、同要綱第3条第2項の規定によりその認定又は用途を廃止したものを除く。以下「土地」という。）の売払いについて必要な事項を定めるものとする。

### （法令との関係）

第2条 土地の売払いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び岩倉市契約規則（昭和46年岩倉市規則第14号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （基本方針）

第3条 市は、土地のうち、その所在地、地形、地積その他の状況を勘案して、市において公用又は公共用として利用する見込みのないものについて売り払うものとする。

### （処分方法）

第4条 土地の売払いは、入札によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、随意契約により土地を売り払うことができる。

- (1) 公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要とする土地を国、公共団体又は事業者に売り払う場合
- (2) 公共事業のために市に用地を提供した者に、その用地の代替地として土地を売り払う場合
- (3) 形状が不整形又はおおむね100平方メートル未満のため、単独で利用することが困難な土地を当該土地に隣接する土地所有者に売り払う場合
- (4) 居住用地として現に貸し付けている土地を、借り受けている者に居住用地として最小限必要な土地に限り売り払う場合
- (5) 永続的に使用に耐える建物又は堅固な構造物の敷地として貸し付けた土地を当該建物又は構造物の所有者に売り払う場合
- (6) 入札の不成立、落札者の権利放棄等のため入札により売り払うことができなかった土地を売り払う場合

(7) 前各号に準ずる場合として市長が認める場合  
(売払価格)

第5条 土地の売払価格は、固定資産税路線価、地価公示価格等を参酌して、岩倉市公有財産処分審査会が評価した額を基準とする。この場合において、前条第2項第3号に定める場合にあっては、売払い後一体利用されると見込まれる土地としての評価を行うものとする。

(売払代金の納付)

第6条 土地の売払代金は、岩倉市契約規則第42条の規定により納付させるものとする。

2 売払代金の納付については、前項の規定のほか、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第169条の7の規定による。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。